

## エコポリゼミナール事業実施基準

### I 趣 旨

幅広い年齢層の区民・団体・事業者など各主体が環境教育に関わる取組を実施し、開催する講座や講習会等をエコポリスセンター事業と位置づけ、講師経費を支出する「エコポリゼミナール」を実施する。

### II 事業内容

#### 1 エコポリゼミナール

##### (1) 目 的

本事業は板橋区環境教育推進プラン2025の重点取組に位置づいた「エコポリス板橋」環境都市宣言実現のための「仕組みづくり機構」である。ESD（持続可能な開発のための教育）の視点を取り入れ、区内各主体が環境教育に関わる取組を実施する事により、区民などの環境意識の向上と行動変容、環境保全への寄与はもとより、持続可能な社会の実現のための能力・態度の向上を図ることを目的とする。

##### (2) 名 称

「エコポリゼミナール」

##### (3) 対象

幅広い年齢層の区民・団体・事業者など各主体

##### (4) 事業内容

上記各主体が、広く環境問題についての知識の習得、問題の究明、意識の啓発等のため、自主的に開催する講座・講習会等の講師に区の事業として報償金を支払うものとする。

##### (5) 講 師

原則として各主体の希望する講師とするが、講師の選定についてはエコポリスセンターと事前に協議を行うものとする。

##### (6) 事業回数

原則として、平成30年度は上限を前期（9月まで）2回、後期（3月まで）2回とし、企画者（団体）は原則として年度内1回限りの応募とする。なお、平成31年度以降の事業回数については別途定める。

##### (7) 場 所

エコポリスセンター内とする。

ただし、エコポリスセンター館長が認めた場合はこの限りでない。

##### (8) 報 償 金

講師への報償金は、エコポリスセンターが講師に支払うものとする。

その報償金の額は、別途定めるものとする。

(9) 周知方法

広報いたばし、エコポリスセンターニュース「エコポ」掲載、エコポリスセンターホームページ、エコポリスセンターSNS、館内掲示板等で周知する。

(10) 申請方法

エコポリゼミナール講座計画書を締切日までに、エコポリスセンターに提出する。「エコポリゼミナール講座計画書」の様式については、別途定める。

(11) 講座開催の決定及び通知

エコポリゼミナール講座計画書の申請を受理し、区とエコポリスセンターで審査の上、講座を開催し、認定書により申請者に通知する。

「エコポリゼミナール講座認定書」の様式については、別途定める。

(12) エコポリゼミナール事業実施細目

本事業の運用に関する「エコポリゼミナール事業実施細目」については、別途定める。

附 則

- 1 この基準は、平成 30 年 4 月 28 日より実施する。